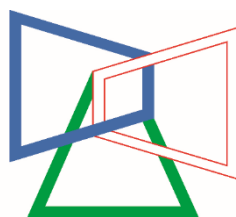


展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

2020年 6月 10日策定
2020年 8月 21日改訂
2020年 10月 6日改訂
2021年 2月 17日改訂
2021年 11月 10日改訂
2022年 7月 5日改訂



Japan Exhibition Association
一般社団法人 **日本展示会協会**

目 次

1. はじめに	3
2. 用語説明	3
3. 展示会の特徴	4
4. 展示会における感染リスク評価	4
5. 展示会の上限人数及び収容率	5
6. 共通で行うべき対策(主に主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業)	6
7. 主催者が行うべき対策	7
8. 会場管理・運営者が行うべき対策	12
9. 支援企業が行うべき対策	14
10. 出展者に促すべき対策	17
11. 来場者に促すべき対策	19
12. おわりに	19

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下「提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、展示会・見本市及び付帯イベントにおける新型コロナウイルス感染拡大予防策として実施すべき基本的事項を具体的に整理したものである。

今後しばらくの間新型コロナウイルスとの共生が不可避と見られる状況下において、感染リスクを最小限にとどめながら経済を動かしていく必要がある。大きな経済効果を生み出す展示会においても、しっかりとした感染防止策を実施しながら展示会を開催することで経済に貢献すべきであると考えられる。

本ガイドラインでは、提言4.4.(1)「感染拡大を予防する新しい生活様式について」、(「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」及び「緊急事態 措置の維持及び緩和等に関して(令和2年5月4日付事務連絡)(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進 室長)」を参考に、場面ごとに展示会に関わる主催者、会場、展示会支援企業、出展者及び来場者が一体となり感染防止策を施すために纏めたものである。本ガイドラインは、感染をゼロにできるものではなく、感染リスクを低下させるためのものである。

展示会に関わる主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業、出展者及び来場者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインを踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設様態、開催地の都道府県の意見も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められる。この際、「移行期間における都道府県の対応について」(令和2年5月25日事務連絡)において、移行期間(7月31日迄)に、感染の状況を確認しつつ段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされていることを踏まえ、展示会においても段階的に開催規模等の活動レベルを引き上げていくこととする。

本ガイドラインの内容は、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の意見等を踏まえ、必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。改定し、状況に合わせた感染防止対策を推奨することで展示会を継続的に開催できるよう努める。

2 用語説明

会場管理・運営者：展示会を主催する会社・団体などに場所を貸す展示場・イベントスペース・会議場等

主催者：展示会を主催・運営する会社・団体

出展者：展示会にブースを構えて参加する企業・団体

来場者：展示会に視察・買付を目的に来場する個人

来館者：主催者・会場・ブース施工・出展者・来場者など展示ホールに入館する人

支援企業：主催者、出展者のブース工事・備品レンタル・スタッフ派遣・警備・ケータリング等サービスを提供する企業

ブース：出展者が展示を行うエリア。小間ともいう

搬入日：主催者、出展者が展示会の受付、各社ブースなどの準備を行う日。通常開催前2～3日

搬出日/撤去日：展示会閉幕後の主催者、出展者が展示物の搬出・片付け・清掃等を行う日。今日では、通常開催最終日の夕方から会場への返却期限時刻までの数時間に行う即日撤去が多い

高頻度接触部位：ドアノブなど人の手が頻回に触れる部分

3 展示会の特徴

展示会の特徴の1つとして、主催者や共催者、会場管理運営者に加え、会場・施工や警備・清掃・ケータリング・スタッフ派遣など、展示会運営を支援する企業が存在し、また、大規模なものでは数百社以上に及ぶ展示会出展者や数万人の来場者が関わることである。これら展示会に関わるすべての関係者が一丸となり、感染防止に取り組んで初めて効果的な感染防止が成り立つが、これら関係者全員に展示会という時間的にも短い会期中で感染対策を周知徹底させることは簡単ではない。出展者を含む多くの関係者が本ガイドラインに従い徹底した対策を講じることができるよう、注意喚起することが重要である。

もう1つの特徴として、BtoBの展示会は商談や購買、視察といったビジネス活動が目的であることから、大量の飛沫を伴う大声での会話・発声や激しい運動を伴うことはなく、数万人以上が集う場でありながら展示ホール内は比較的静かであることが多く、開催期間中は開場時刻から閉場時刻の間に来場者が展示ホールの出入りを含め広い会場内を自由に動き回るため一定の場所に留まり密集するような場面が少ない点が挙げられる。また、特にBtoBの商談展示会では来場者が個別に登録して来場する習慣があるので、展示会に来場した個人を特定することは可能である場合が多い。

4 展示会における感染リスク評価

展示会は搬入出時にはブースの施工や商品陳列などがあり、一度に多くの人々が作業を行うこともある。一般的に展示会来場者の居住地域の割合は、会場のある都市とその周辺地域からの来場が80%以上であることが多い。展示の規模が大きくなれば遠隔地からの来場や海外からの来場が多くなる傾向がある。来場者は、展示会滞在中会場内を自由に動き回り出展者と商談を行うが、大声での会話・発声や、体を激しく動かすようなことはなく、立ったまま或いは着席しての商談又は展示会の中で開催されるセミナーなどの聴講といった静的な傾向が強い活動が主である。

その上で、主たる感染リスクが生じる場面としては以下のようなものが想定される。関係者はこうした具体的な場面を想定して感染防止策をとることが求められる。展示会場は面積が広く天井も高い換気の良い会場が多いが、セミナーや控室などで別室を使用する場合は、部屋の面積や天井高なども事前に把握した上でマイクロ飛沫による感染予防対策をすることが重要である。

- －搬入出時：ブース施工時・商品陳列時の会話による飛沫感染や共有工具や備品などからの接触感染
- －会期中来場者受付時：待機列での飛沫感染・来場受付手続き時の会話による飛沫感染及び接触感染
- －展示ホール内視察時：共用部の手すり・設備・エレベーターのボタン・エスカレーターの手すり、トイレ使用時等に便器やドアノブなどでの接触感染
- －ブースでの商談時：会話による飛沫感染・テーブルや椅子、商品に触れることによる接触感染
- －飲食店・売店・休憩所：会計時の会話による飛沫感染・テーブルや椅子での接触感染
- －展示会主催運営関係スタッフ及び出展者スタッフが専用のスタッフ休憩所・控室などで休憩(食事・喫煙等)中の会話による飛沫・マイクロ飛沫感染
- －パーティー・懇親会・顧客との会食・打上げなど飲食を伴う場での会話による飛沫感染

5 展示会の上限人数及び収容率

収容率及び上限人数については、展示会の開催地域の感染状況及び開催展示会の感染防止安全計画（以下安全計画という）策定の有無により下表のとおりとする。尚、安全計画を策定しないイベントにおいても都道府県の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・WEB等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管する。

収容率については、大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベントについては、必要な感染防止策が担保されるとともに、次のいずれにも該当する必要がある。

①これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）

②これまでの開催実績を踏まえ、正しいマスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの

③発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの

上限人数は、開催時間中に主催者が入館者及び退館者の数を常時管理できる仕組みをとっている場合、収容率または上限人数の適用となる定員については最大同時入館者数（最大滞留者数）とし、そのような仕組みを取り入れていない展示会は1日の来場者総数とする。

展示会場において、同一施設内で、別々に入退場管理する等、人の流れが厳密に管理できる場合（例：同一展示場で、家具展と絵画展等、入退場口の異なる複数の催物が開催される場合）、各催物等に対し、人数上限及び収容率要件を適用しうることに留意すること。ただし、催物開催時に、別々に入退場管理せず、自由な人の移動ができる場合（例：1つの展示会中の催物として、複数の講習会を開催する場合）には、自由移動できる催物全体で人数上限及び収容率要件を適用すること。

なお、各都道府県が感染状況により上記と異なる収容率又は上限人数等を示す場合はそれに従うこととする。

		安全計画策定(注1)	その他 安全計画を策定しないイベント
下記以外の区域	上限人数(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人または50%のいずれか大きい方
	収容率(注2)	100%(注4)	大声なし:100% 大声あり50%
重点措置地域	上限人数(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人
	収容率(注2)	100%(注4)	大声なし:100% 大声あり50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし(注5)	原則要請なし(注5)
	上限人数(注2)	10,000人(対象者全員検査により、容定員まで追加可)(注6)(注7)	5,000人
	収容率(注2)	100%(注4)	大声なし:100% 大声あり50%

(注1)参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

(注2)収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

(注3)地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする。

(注4)安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

(注5)都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

(注6)対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする

(注7)都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可

6 共通で行うべき対策(主に主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業)

●展示会現場以外も含め日頃から行うべき対策

－自社及び外注先のスタッフには、普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握するとともに、毎朝体温と体調の確認を行い、37.5度以上(37.5度未満の場合でも平熱・症状などを考慮し総合的に判断する)の発熱がある場合や体調がすぐれない場合には会場及び職場等に来ないようにし、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談

－出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、事業所に診療施設がある場合は各社事業所で抗原簡易キットを購入しておき速やかに検査を実施し、診療施設がない場合は連携医療機関にて速やかに受検

－抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施

－抗原簡易キットを自社で購入する場合、①連携医療機関を定めること、②検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、③国が承認した抗原簡易キットを用いること

－これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/0008191118.pdf>

(令和3年6月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

－また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討

－ワクチン接種については展示会という人が集う場であることから可能であれば接種することを推奨。詳細は厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」等を参照

－自社及び外注先のスタッフが、新型コロナウイルス検査陽性とされた者との濃厚接触がある場合、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航者である場合には、自宅に待機するよう周知・要請

●展示会現場で行うべき対策

- －変異株の拡大を踏まえ、すべての期間（搬入開始時～搬出完了時まで）においてすべての来館者がマスクを常時正しく着用（不織布マスクを推奨。）。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。なお、飲食時等マスクを外す際は、対面を避け、咳エチケットを徹底
- －大声を伴う場合、すべての来館者が待機列、商談、セミナー等での対人距離を最低 1m（できるだけ 2m を目安に）確保（座席がある場合は 1 席空ける）し、大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔を保つ
- －すべての来館者が手洗いや手指の消毒を徹底
- －すべての来館者が接触確認アプリ(COCONA)や各地域の通知サービスをインストールし、すべての期間（搬入開始時～搬出完了時まで）において接触確認アプリ(COCONA)や各地域の通知サービスの稼働及び QR コード読取を推奨。主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業など展示会業界関係者は Bluetooth を ON にする等、稼働を徹底
- －感染疑い発生時マニュアルの作成について、関係者が協力して対策についての役割分担、責任範囲、感染疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号等が記載されているマニュアルを作成し関係者共有し周知徹底
- －展示会施設、ブース、セミナー室などの施設の換気徹底
- －展示会場内のブース、セミナー室などの高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンやエスカレーターの手すりなどウイルスが付着した可能性のある場所）の特定と消毒・清掃。消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を参照。特に、多くの人が共用する商談スペースやセミナー室等については、毎日の開始前及び終了後の清拭消毒や換気の徹底に加え、1 回の使用毎にテーブル・椅子の背もたれや出入口ドアノブなどの高頻度接触部位の消毒・清掃。使用者に対しても、使用後の消毒を行うよう依頼
- －売店、休憩所、ラウンジなどにおいて、換気の徹底、真正面での座席配置を避け、テーブルや椅子の間隔は最低 1m（できるだけ 2m を目安に）あけ、定期的に消毒・清掃
- －入口や内部に正しいマスク着用、咳エチケットなどのサイン掲示をすることを徹底
- －自社事業所内での業務、展示会場での業務にかかわらず、会議や会話を行う場合、換気の徹底、時間を短くする、マスクの着用に留意するなど感染リスクを下げるよう配慮
- －利用目的、場所の密閉度を考量し、関係者が適切な対人距離（大声を伴う場合は最低 1m（できるだけ 2m を目安に）、大声を伴わない場合は人と人が触れ合わない間隔）を確保するため、トイレ、施設或いはブース等において、整列や入場制限等を含む適切な対応を検討・実施
- －来客にお茶菓子など飲食物を提供することは極力控える。提供する場合は紙コップ等使い捨てを使用するかペットボトルなどで提供し、アクリル板などの遮蔽物を設置した商談テーブルで提供することを徹底し、ゴミは主催者または会場と調整し、プラスチック製袋などに入れた上で必ず密閉し清掃会社に依頼し廃棄または主催者指定の場所に廃棄
- －展示会場へ公共交通機関を利用する場合はできるだけ分散するよう努める
- －展示会開催期間中及び前後の大人数での打上げや会食については感染状況などを鑑み縮小・自粛または分散しての開催を検討し、開催する場合は予約システム等の利用により感染防止対策を講じた飲食店の分散利用を検討
- －ユニホームや制服を着用する場合はこまめに洗濯
- －展示会は多岐に亘る業種の会社により構成されており、各社では本展示会業界のガイドラインだけでなく、夫々の業界のガイドラインの確認と適切な対応の検討・実施
- －展示会場内に BGM を流す場合は、音量が大きいと出展者と来場者の会話も大声になるので、音量を上げすぎないように留意

7 主催者が行うべき対策

●計画時

- －すべての期間(搬入開始時～搬出完了時まで)を通じ来館者全員に正しいマスク着用を周知
- －すべての期間(搬入開始時～搬出完了時まで)において自社及び外注先スタッフに接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスのインストール、稼働の徹底及びQRコード読取奨励
- －展示会全体の計画をする際には、感染防止の観点から、来場者の来場時間の分散化や混雑しにくいレイアウトプランの立案
 - －展示ホール内最低通路幅は展示会の通路幅として多くの展示会で設定されている3メートルまたはそれ以上を推奨。会場側と調整することで、消防法を順守し、会場の使用面積、予定来場者数などの点から感染リスクが高まらないようなレイアウトプランの立案。また来場者の感染リスクを下げるができるよう、抜け道や退避可能な広場を設置する等の工夫
 - －出展者ブースの施工ルールは、高さ4mを超える構造や2階建て構造など現場で作業に負担のかかるデザインは極力避けるよう設定、施工時間短縮と施工人員削減による安全な作業環境の確保
 - －出展及び来場誘致活動にあつては、政府や自治体の方針や指示に従い計画し、感染状況により参加を自粛してもらうなど安全を重視したルール作り、対応の検討・実施
 - －感染リスクのある付帯イベント(開会式、出展者パーティー・懇親会など)は感染状況を見ながら必要に応じた人数制限や自粛
 - －受付や人気出展ブース等で密集が回避できない可能性がある場合、そのキャパシティに応じ、人数制限、動線の確保、大声や長時間の会話を控え、換気、対人距離確保の徹底等可能な限りの対策を行う
 - －変異株の拡大も踏まえ、受付・インフォメーション等における接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のそれぞれの経路に応じた感染防止策を実施(アクリル板などの設置またはそれに準ずる感染防止策の実施)
- －展示会の計画時から、開催地域の感染状況を踏まえ、会場管理・運営者や会場が所在する都道府県と調整し、当該要請等を踏まえ適切に対応
- －展示ホール内に売店やラウンジを設置し飲食を提供する場合や食品関係の展示会などで出展者が試食を行うことが予想される場合には、本ガイドライン15ページ「飲食店・売店・休憩所・ラウンジにて行うべき対策」記載の飲食エリアの感染防止策を講じると共に、感染防止策を講じた場所以外での飲食を制限することを含め計画
- －展示会の公式ホームページなどに本ガイドライン及び関連業種のガイドラインを遵守し開催する旨公表
- －ガイドラインの要点をまとめたチェックリスト(別添)を活用し、感染症対策を徹底すること

●準備時(出展・来場誘致時)

- ーマスクを紛失、持参しない出展者や来場者等来館者に配布する分の予備マスクを手配
- ー変異株の拡大も踏まえ、出展マニュアルにブースで飛沫感染や接触感染が起こらないよう、説明員の正しいマスク着用、接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスのインストール、稼働を徹底及びQRコード読取を奨励するなどの感染防止策を取る旨を記載
- ー展示会案内WEBにて来場対象向けに展示会来場の際にはマスク着用義務や検温がある旨を告知。事前登録時には個人情報登録する展示会では個人情報登録が必要であること、入館時の検温と正しいマスク着用、接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスのインストール、稼働及びQRコード読取奨励。感染者発生時には感染経路特定等の理由により最低限必要となる個人情報を政府機関・自治体の要請により開示することがある旨明示。可能であれば承諾をクリックしてから登録に進むようにするなどシステム変更し徹底
- ー来場者にはWEBでの来場事前登録システムを活用し、予定来場者数を事前に把握し準備。展示会への入場料や参加料が必要となる場合は、可能な限り事前決済となるよう準備。当日支払うことになる場合は、キャッシュレス決済の導入を検討。現金、クレジットカード等の支払時はコイントレイを使用
- ー入場料等の形で来場者に課金する場合、当日検温等の結果入場を断る場合の返金規定を明示することにより有症状者の入場を防止する措置を講じることを推奨
- ー感染疑い者発生時マニュアルの作成について、会場管理・運営者と協力し対策についての役割分担、責任範囲、感染疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号等が記載されているマニュアルを作成し関係者に共有し周知徹底
- ー会場でサーモグラフィ、非接触型体温計等の機器を準備し来館者を入館時に検温できる仕組みづくりの検討
- ー展示ホール入口に消毒液を設置し来館者に手指の消毒を義務付ける。また、展示ホール内に仮設で休憩所・ラウンジなどを設置する場合、ベンチのみなどの簡易な休憩所を除き、各テーブルに消毒液を設置するよう努める
- ー変異株の拡大を踏まえ、出展者に大声での商談、実演、ブースへの来場者呼び込みを行わないよう周知、掲示の徹底
- ー展示会場へ公共交通機関を利用する場合はできるだけ分散しての出勤、退勤をするよう関係者、支援企業、出展者、来場者へ注意喚起
- ー出展者に展示会前後の大人数での打上げや会食については感染状況などを鑑み縮小・自粛を検討

●搬入時

- ーマスク着用チェック: 自社・施工関係・運送会社など全来館者のマスク着用を目視確認し、未着用者への着用と正しい着用をしていない場合は正しい着用依頼の実施
- ーマスクを紛失したり忘れた者にはマスクを配布
- ー自社及び外注先スタッフに接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスのインストール、稼働の確認及びQRコード読取奨励
- ー展示ホール内空気循環のため搬入出口の常時開放の徹底
- ー施工中の混雑防止、手指消毒、手洗いの徹底等について、必要に応じ館内アナウンスの繰り返し実施
- ー来館者向けに館内共用部へのサイン設置: 正しいマスク着用、手洗い・手指消毒の徹底、接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービス稼働及びQRコード読取呼びかけ
- ー展示ホール入口などに消毒液を設置し施工者に手洗いと手指の消毒を徹底

●会期中

- －全来場者の登録情報(個人情報)を取得し感染発生時に備えることを推奨
- －変異株の拡大を踏まえ、来場者に正しいマスク着用・手洗い徹底、接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの稼働などのサイン表示を入口付近に設置
- －自社及び外注先スタッフに接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスのインストール、稼働の確認及びQRコード読取奨励
- －展示ホール入口及び主催者がホール内に設置した休憩所・ラウンジなどに消毒液を設置し来館者に入館時の手指消毒の徹底及びホール内滞在中の頻繁な手洗いと手指消毒を徹底。定期的な見回りによる残量確認と補充及びテーブル・椅子などの清拭消毒
- －入館者全員に対しマスク着用の目視確認と未着用者及び正しく着用していない来館者に正しいマスク着用依頼を実施し、持参していない場合はマスクを配布
- －サーモグラフィー、非接触型体温計等の機器により来館者に対する検温の実施
- －入館時の検温で37.5度以上(37.5度未満の場合でも平熱・症状などを考慮し総合的に判断する)の発熱があることが分かった場合、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、政府が定める入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航者で観察期間中の場合などで来場者の入館を断る際には、感染疑い時対応マニュアルに記載した手順にて対応し、感染相談センターの電話番号や管轄保健所連絡先を記載した書面を渡すなど対応
- －当日、入場料や参加料などの支払いが発生する場合は可能な限りキャッシュレス決済を導入
- －入場料等の形で来場者に課金する場合、当日検温等の結果入場を断る場合の返金規定を明示することを推奨
- －万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いにも十分注意しながら、来場者の名簿を適正に管理する。なお、来場者を含む関係者の名簿はできるだけ長く(最低3週間)保管
- －展示ホール内空気循環のため、運営・安全面での支障がない範囲で搬入出口シャッターを50cm程度開放
- －来場者の事前登録促進等により会場受付での受付時手作業の削減を工夫
- －来館者数を常時確認し混雑したら入館制限を実施
- －混雑注意、手指消毒、手洗い徹底アナウンスの実施:繰り返し行い注意喚起
- －展示ホール内で飲食のための感染防止策を講じたエリア以外で飲食しないよう注意喚起
- －主催者への来客にお茶菓子など飲食物を提供することは極力控える。提供する場合は紙コップ等使い捨てを使用するかペットボトルなどで提供し、アクリル板などの遮蔽物を設置した商談テーブルで提供することを徹底し、ゴミは主催者または会場と調整し、プラスチック製袋などに入れた上で必ず密閉し清掃会社に依頼し廃棄または主催者指定の場所に廃棄。自社スタッフが主催者控室等で飲食をする場合も同様
- －出展者・来場者に大声での商談、実演、ブースへの来場者呼び込みを行わないよう放送などにて注意喚起すると共に巡回するスタッフを配置し、大声を出している出展者や来場者には直接注意

●搬出時

- －閉館時間になったら速やかに来場者を退館させ搬出を開始
- －搬出時も来館者が正しくマスク着用するようアナウンスし館内モニターを継続
- －マスクを紛失したり忘れた者にはマスクを配布
- －搬出時も展示ホール入口などに消毒液を設置し手洗いと手指の消毒を徹底
- －自社及び外注先スタッフに接触確認アプリ(COAO)や各地域の通知サービスのインストール、稼働の確認及びQRコード読取奨励

●セミナー・シンポジウム・式典等

- －変異株の拡大を踏まえ、登壇者・司会者の演台に飛沫防止のシールドを設置、または登壇者と聴講最前列の距離は飛沫到達距離である2m空ける、登壇者も正しくマスクを着用した上で講演することを推奨
- －聴講者間距離は、規模、利用目的、場所の密閉度を考量し適切な身体的距離を保つよう努める
- －セミナーなどは、ドアの開放、オープンスペースでの実施による密閉防止策と換気、中継会場など来場者を分散させるなどの工夫に努める
- －登壇者や質問者・発言者が使用するマイクや共用するパソコンやポインター等の備品は毎回消毒を行うよう徹底
- －感染防止のため、聴講者には自らが使用する筆記用具、水などは各自用意するよう事前に周知
- －携帯電話の使用を控える(講演時など)場面では、来館者に対して接触確認アプリ(COAO)や各地域の通知サービスを機能させるため、電源をON、Bluetooth ONにしたままマナーモードにするよう依頼することを推奨

8 会場管理・運営者が行うべき対策

●会期前

- －使用者である主催者の感染防止策に対する十分なサポート
- －変異株の拡大を踏まえ、来館者全員に正しいマスク着用と頻繁な手洗い、手指の消毒の徹底、接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスのインストール、稼働を求めるサイン・貼り紙等の設置
- －自社及び外注先スタッフに接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスのインストール、稼働の徹底及び QR コード読取奨励
- －密閉型の喫煙所は使用禁止とし、屋外の風通しの良い喫煙所のみを使用可能とする。壁面には混雑時の利用を避けるよう注意すること等の注意事項の貼り紙を貼付
- －共用部及びホール内恒久設備であるトイレ・手洗い所などでは石鹼または消毒液を常備。手洗いの徹底、共通タオル使用の自粛し、ハンドドライヤー設備はメンテナンスや清掃等の契約等を確認し、消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用可
- －感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整備
- －感染疑い者発生時マニュアルの作成について、主催者と協力して対策についての役割分担、責任範囲、感染疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号等が記載されているマニュアルを作成し関係者に共有し周知徹底
- －主催者の展示ホール内空調使用予定について確認し必要に応じ空調を手配するよう依頼
- －展示会や展示ホール毎に展示会の上限人数を主催者と調整の上設定し把握しておく。当該展示会の上限人数については、最新の国の事務連絡や各都道府県の要請等に沿って検討
- －館内共用部の窓を原則すべて開放し館内の換気に努める
- －サーモグラフィーまたは非接触型体温計等の機器の導入と主催者への貸し出しの検討
- －公式ホームページなどに本ガイドライン及び関連業種のガイドラインを遵守し開催する旨公表

●搬入時

- －展示ホール内では法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気(1時間2回以上、1回に5分間以上)の徹底(寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫)
- 1 必要に応じ、CO₂測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下(※)を維持することも望ましい。(※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。)なお、CO₂測定装置を設置する場合、室内の複数箇所で測定し特に人が集まる場所に設置する。
- 2 HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーター等の補助的併用も可。
- －乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿することを推奨
- －空調稼働を含め、運営・安全面での支障がない範囲で館内共用部の換気を実施
- －自社及び外注先スタッフに接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスのインストール、稼働の確認及び QR コード読取奨励
- －館内共用部(出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室)の不特定多数が共有する設備や物品、ドアノブなど手が触れる場所、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エスカレーターの手すり、エレベーターのボタンなどウイルスが付着した可能性のある場所)についての定期的かつこまめな消毒と清掃
- －会場共用部及びホール内恒久設備であるトイレ・手洗い所の石鹼または消毒液の確認と補充
- －展示ホール内空調(送風)の常時稼働を主催者に推奨

●会期中

- －展示ホール内では法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気(1時間2回以上、1回に5分間以上)の徹底(寒冷な場面では室温が大きく下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫)
- 1 必要に応じ、CO₂測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下(※)を維持することも望ましい。(※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。)なお、CO₂測定装置を設置する場合、室内の複数箇所で測定し人が集まる場所に設置する。
- 2 HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も可。
- －セミナー室などは乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿することを推奨
- －空調稼働を含め、運営・安全面での支障がない範囲で館内共用部の換気を実施
- －自社及び外注先スタッフに接触確認アプリ(CO₂COA)や各地域の通知サービスのインストール、稼働の確認及びQRコード読取奨励
- －館内共用部(出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室)の不特定多数が共有する設備や物品、ドアノブなど手が触れる場所、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エスカレーターの手すり、エレベーターのボタンなどウイルスが付着した可能性のある場所)についての定期的かつこまめな消毒と清掃
- －会場共用部及びホール内恒久設備であるトイレ・手洗い所の石鹸または消毒液の確認と補充
- －展示ホール内空調(送風)の常時稼働を主催者に推奨
- －展示会計画段階で主催者と設定した展示ホールの最大入館者数に達するほど混雑した場合には、主催者と状況を確認し、必要に応じ入場制限をするよう主催者に依頼
- －万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いにも十分注意しながら、搬入出時・会期中に来館した関係スタッフの名簿を適正に管理する。なお、関係スタッフ等の名簿はできるだけ長く(最低3週間)保管

9 支援企業が行うべき対策

支援企業が共通で行うべき対策

- －全ての期間(搬入開始時～搬出完了時まで)において自社及び外注先スタッフに接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスのインストール、稼働の徹底及びQRコード読取奨励
- －自社及び外注先スタッフの業務でどの仕事にどのレベルの防護具が必要かを確認(マスクは全員正しく着用)
- －自社及び外注先スタッフのマスク等の手配
- －自社及び外注先の来館予定者管理: 自社及び外注先スタッフの名簿作成と施工日・担当エリア・実際の勤務時間等できるかぎり詳細に管理
- －万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いにも十分注意しながら、搬入出時・会期中に来館した関係スタッフの名簿を適正に管理する。なお、関係スタッフ等の名簿はできるだけ長く(最低3週間)保管
- －変異株の拡大を踏まえ、自社及び外注先スタッフが控室や休憩所等での休憩をする際にも正しくマスクを着用することを徹底
- －控室・休憩室などで専用の部屋を使用する場合、室内の常時換気について十分に配慮。また休憩中、食事中に会話を控えること、会話をする場合は正しいマスク着用を徹底すること周知

ブース施工・備品レンタル・電気配線など展示装飾関連施工会社が行うべき対策

- －施工会社は出展者ブース等をデザインする際は、感染のリスクを下げるデザインとなるよう配慮し、現場施工の負担が大きくなるようなデザインも避けるよう心掛ける
- －出展者ブース等で商談スペースを設置する際に飛散防止用のシート等の遮蔽物を設置する場合は火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源の近くには原則設置することは避ける。感染予防対策上必要な場合には、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防災製品など)を使用するよう徹底
- －施工関係者用ストックなど共用スペースを設置する場合はそれらの手が触れるドア・ドアノブ・柵などについて使用期間中の消毒と清掃の手配
- －共有する工具・台車などについての消毒・清掃の実施
- －仮設の共有ストックなど支援企業が共同または単独で使用する場所や設備の消毒
- －顧客(主催者・出展者)が発注した設備・備品などについての納品時消毒の実施
- －閉幕直後に出展者の搬出時間帯が設置されている場合は出展者の搬出が終わるまではブース撤去を担当する者は入館しない

飲食店・売店・休憩所・ラウンジにて行うべき対策

◎展示会場常設の飲食店・売店の他にホール内に主催者が仮設で飲食の売店やラウンジを用意することがある。仮設を担当するのは会場以外の飲食店やキッチンカーが多いが、通常手洗い場の設置などについて保健所に申請し承認を受けている。

－売店やレストランなどは夫々の業界のガイドラインも参照し準備

－飲食店・売店・休憩所・ラウンジでは下記の点を徹底

－食事中以外のマスクの着用の徹底

①(食事、喫煙を含む)休憩・休息の際はできるだけ2mを目安に最低1m正面から距離を確保し、対面となることを避ける、椅子を間引くこと等人と人との十分な間隔を空けて座席配置をする、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知する他、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする

②食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しない時は会話を控える。会話する時はマスクを必ず正しく着用

③共用する物品(テーブル、椅子等)の定期的な消毒。消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照

④入退室前後の手洗いまたは手指消毒の徹底

－テーブルや椅子については運営会社が頻繁に消毒液などを使い消毒を実施

－変異株の拡大を踏まえ、入口や内部に正しいマスク着用、咳エチケットのサインを掲示・周知することを徹底

－飲食時等正しくマスクを着用していない場合は、会話を控えるよう周知

－飲食や売店等のない、テーブルや椅子などを設置しただけの休憩所の場合には、主催者が清掃会社を手配しテーブルや椅子の背もたれなど高頻度接触部分を消毒

－食器は可能な限りディスプレイとし、お盆やトレイを再利用する場合には、洗浄または消毒を実施

－可能であれば各テーブルまたは場所を設け来客用に消毒液を設置

－販売・調理スタッフの正しいマスク等の着用と頻繁な手洗い・手指の消毒実施を徹底

－設置が可能であれば、販売スタッフと客の間にビニールカーテンなどの遮蔽物を設置

－飛散防止用のシート等の遮蔽物を設置する場合は火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源の近くには原則設置することは避ける。感染予防対策上必要な場合には、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防炎製品など)を使用するよう徹底

－飲食店や売店などはキャッシュレスによる決済をできる限り推奨。現金、クレジットカード等の支払時はコイントレイを使用

－ビュッフェ、サラダバー、ドリンクバー形式での飲食提供をする場合は利用者の飛沫が食品にかからないよう保護し、トング等は頻繁に消毒、交換する、または利用者が使用前後に手指消毒を行うことを推奨

－フロアスタッフがいない場合等で商品提供時に利用者と呼ぶ場合は大声を出して呼ぶのではなく、チケットなどを利用

清掃会社が行うべき対策

◎清掃については展示場共用部については展示会場手配の清掃会社が、展示ホール内の清掃は一部恒久設備を除き主催者手配の清掃会社が夫々担当することが多く、会場内における役割分担は明確化されている。

- －変異株の拡大を踏まえ、清掃スタッフは正しいマスク等の着用を徹底。なお、手袋を着用する場合には適切に交換を実施
- －マスクや手袋を脱いたら石鹸と流水での手洗いまたは消毒液による手指消毒を実施
- －試食などウイルスが付着したものが含まれる可能性のある廃棄物を出す見込みのある出展者に予め連絡し、廃棄物処理方法の助言や、予想される量について把握
- －マスクなどウイルスが付着した可能性のあるものが捨てられている場合、ゴミの回収は清掃トングの使用を徹底(使用した清掃用トングの消毒も徹底)し、プラスチック製袋などに入れた上で必ず密閉し廃棄

派遣スタッフ会社・警備会社が行うべき対策

◎一般的に展示会場の受付や来場案内のスタッフは主催者がスタッフ会社に発注することが多い

- －受付など対面業務を行うものは必ず正しくマスクを着用するほか、試食担当など来場者・顧客などがマスクをずらす、外す場面があるなど感染リスクが高くなる可能性がある業務内容に従事する者は、マスクに加えフェイスシールドの着用など担当業務毎の感染対策を発注元と確認
- －休憩前後など頻繁に手洗いと手指の消毒をするよう徹底

10 出展者に促すべき対策

●計画時

- －顧客を招待する際に会場での検温があること、正しいマスク着用が必須であることなど注意事項周知
- －事前アポ取りの促進による商談の効率化とブースでの密の防止
- －全ての期間（搬入開始時～搬出完了時まで）において自社及び外注先スタッフに接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのインストール、稼働の徹底及び QR コード読取奨励

●出展準備時

- －自社及び外注先スタッフに接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのインストール、稼働の確認及び QR コード読取奨励
- －ブースデザインにあたり、感染リスクを抑えるよう通常よりスペースに余裕を確保
- －変異株の拡大を踏まえ、商談エリアで来場者と対面となるレイアウトの場合には、双方の正しいマスク着用を徹底しつつ、必要に応じて飛沫感染防止のため飛散防止シート等の遮蔽物を設置。その際は施工会社と相談し、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源の近くには原則設置することは避ける。感染予防対策上必要な場合は、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用することを徹底
- －自社ブースに説明員等で参加する自社スタッフ及び外注先の日別名簿を作成し最低 3 週間 保存。万
- －感染が発生した場合は保健所など関係機関に提出できるよう準備を徹底
- －自社ブースで使用するマスクや消毒液を用意
- －説明員として参加するスタッフの業務に必要な防護具（マスク、フェイスシールド等）を検討し、手配
- －食品関係等の展示会で試食などを行う場合は、本ガイドライン 15 ページ「飲食店・売店・休憩所・ラウンジにて行うべき対策」を参考のうえ、出展各社及び主催者にて感染症防止対策を実施。また、通常の保健所への申請に加え、試食担当者がマスクと手袋を正しく着用し食器は使い捨てのものを利用し、ゴミは袋を必ず密閉した上で廃棄するなど感染防止策を徹底。また、試食時に来場者はマスクをずらすため、試食担当者は飛沫感染を防ぐためフェイスシールドの着用を推奨
- －可能であれば各社が日別の来場予定顧客名簿を含む商談予定表を作成し管理するよう努める
- －商品パンフレットや会社案内などの資料はデジタル化などの検討を行う
- －出展品等の接触感染防止のため、出展製品等の頻繁な消毒または来場者が展示物に触れにくいような工夫をする

●搬入時及び搬出時

- －マスクを常時正しく着用（不織布マスクを推奨。）し、頻繁な手洗い、手指消毒をするよう徹底
- －自社及び外注先スタッフに接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのインストール、稼働の確認及び QR コード読取奨励
- －自社ブース搬入開始前には特にドアノブなど人の手が頻回に触れるものなどを清拭消毒
- －自社ブースで出た普通ゴミは極力持ち帰るよう手配
- －マスク、フェイスシールド、手袋、紙コップなどウイルスが付着している可能性があるゴミは、主催者または会場と調整し、プラスチック製袋などに入れた上で必ず密閉し清掃会社に依頼し廃棄または主催者指定の場所に廃棄
- －自社ブース搬入完了時にブース内の共有物品や人の手が触れるものを清拭消毒

●会期中

- －自社及び外注先スタッフに接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスのインストール、稼働の確認及び QR コード読取奨励
- －スタッフ全員がマスクを常時正しく着用(不織布マスクを推奨。)、商談や説明、実演時なども含め大声で会話や呼び込みを控える
- －来場者と対面する場合、混雑の回避、換気の徹底、マスク着用等に留意する
- －自社ブースに説明等で参加した自社スタッフ及び外注先の日別名簿の確認
- －展示会場での商談は、極力事前に日時調整し後日 WEB 会議などオンラインも活用するなど現地での商談が必要以上に長引かないよう工夫し、名刺交換も可能であれば電子的に実施
- －自社ブース内の高頻度接触部位(出展製品、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すりなど)を、各社にて責任をもって毎日複数回清拭消毒。商談に使用するテーブル・椅子や製品などは商談毎に消毒
- －自社ブースの来客状況によりデモンストレーションや商談時間を柔軟に調整し、混雑を作り出さないよう可能な限り配慮する
- －商談ブース利用の日別の名簿を作成し、管理するよう努める
- －商談時等でブースへの来客にお茶菓子など飲食物を提供することは極力控える。提供する場合は紙コップ等使い捨てを使用するかペットボトルなどで提供し、アクリル板などの遮蔽物を設置した商談テーブルで提供することを徹底。紙コップなどのゴミは主催者または会場と調整し、プラスチック製袋などに入れた上で必ず密閉し清掃会社に依頼し廃棄または主催者指定の場所に廃棄。自社スタッフがブース内で昼食を含む飲食をする場合も同様
- －外出や商談後にスタッフの手指の消毒を徹底
- －閉館時間になったら速やかに商談を終えて来場者に退館を促す

11 来場者に促すべき対策

- －マスクを常時正しく着用(不織布マスクを推奨。)
- －他者と物品を共有したり、高頻度接触部位に触れる前後には手指衛生を奨励
- －商談希望の出展者との商談日時は極力事前に調整
- －展示会場での商談は、極力事前に日時調整し後日 WEB 会議などオンラインも活用するなど現地での商談が必要以上に長引かないよう工夫し、名刺交換も可能であれば電子的に実施
- －当日の検温と体調の確認をし、発熱または風邪の症状がある場合等体調不良があれば来場を自粛
- －会場では正しいマスクの着用と頻繁な手洗い・消毒を実施し、長時間の商談は避ける
- －接触確認アプリ(COCONA)や各地域の通知サービスをインストールし、稼働及び QR コード読取を強く推奨
- －出展製品などに触れた場合はこまめに手指を消毒
- －商談時に大声で話すことは避け、出展者との間隔を確保するよう努める
- －商談や訪問したブースについては可能な限り日時・相手先担当者等について記録
- －酒類の提供がある場面での過度な飲酒の自粛

12 おわりに

上記感染防止策を行うとともに、新型コロナウイルスにおける新しい生活様式に合った展示会を構築するため、関係者一丸となって、これまでにない取組を進める等の創意工夫を図りつつ、感染拡大防止と展示会業の振興に努める。